

令和6年

# 春の全国交通安全運動

令和6年4月6日(土)~4月15日(月)

~世界一の交通安全都市TOKYOを目指して~

4月10日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です



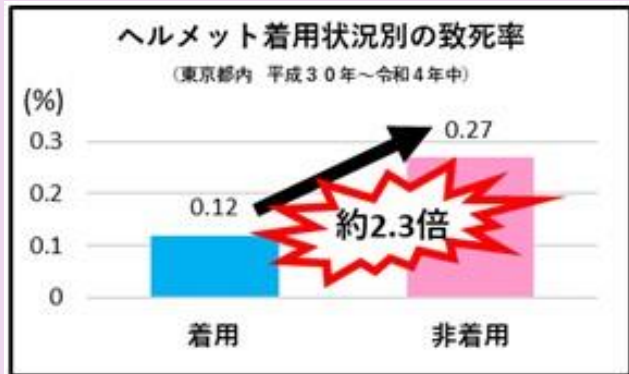
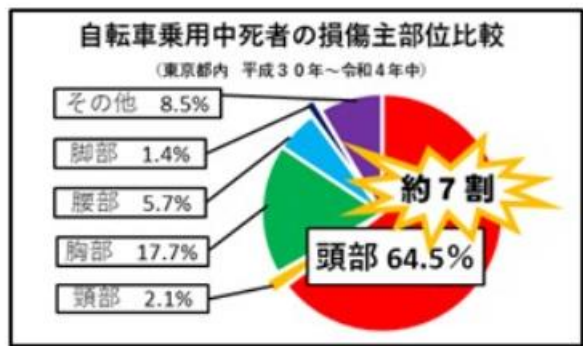
第11回東京都交通安全ホスターコンクール(令和5年度実施)  
知事賞 小学校3年 下川 遥斗(しもかわ はると)さんの作品



大人も子供もヘルメットをかぶって  
自転車を安全に利用しましょう

自転車事故で死亡した人の約7割\*が、頭部に致命傷を負っています。  
また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。  
自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。  
交通事故による被害を軽減するために、子供にヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めましょう。

\*平成30年から令和4年までの東京都内における自転車乗用中死者の損傷部位の割合



(警視庁ホームページ「自転車用ヘルメットの着用」から引用)



「特定原付」電動キックボード  
ルールを知って正しく乗ろう



知っていますか？道路交通法改正により、従来の原動機付自転車とは別に「特定小型原動機付自転車」略して「特定原付」という新たな区分ができました！新たなルールをチェック！

乗る前に確認！

ルールを守って安全利用！

- ・16歳未満は運転禁止
- ・16歳以上免許不要
- ・自賠責保険（共済）加入必須
- ・ナンバープレート必須
- ・最高速度は20km/h以下
- ・ヘルメットを着用しよう（努力義務）
- ・走るのは原則車道の左端
- ・信号や標識を守る
- ・交差点は二段階右折
- ・曲がる時はウィンカー
- ・自転車走行可の歩道のみ6キロモードで走行可能
- ・飲酒運転しない
- ・運転中は携帯電話等を使用しない
- ・二人乗りしない
- ・道端などに放置しない

形状が電動キックボードでも、「特定原付」に該当せず、運転免許が必要な場合もあります。車両区分に応じた交通ルールが適用されますので、購入等する際は、車両区分を確認しましょう。

詳細はHPでチェック

都民安全 特定原付 検索



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ドライバーの皆さんへ！  
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう！

## STOP! 横断歩道!

歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう!

ダイヤモンドや  
標識を **チェック** ✓



横断歩道等があることを示す**ダイヤモンド**や、横断歩道の存在を示す**標識**を確実に確かめましょう。

横断歩行者が  
いることを **チェック** ✓



横断歩道付近の歩行者は横断するとの前提に立ち、**歩行者を見つけたら手前で止まり**ましょう。

歩行者と意志の  
疎通を **チェック** ✓



ドライバーが歩行者を優先していることを、**手で表現するなどアクション**で示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## 歩行者の皆さんへ!

横断歩道を安全に渡る方法 3つのチェック✓+1 (プラスワン)

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いします。

横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1 (プラスワン)」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか  
**チェック** ✓



横断歩道を渡る前に  
**左右から車が来ていないか**  
確認しましょう

車が止まったか  
**チェック** ✓



横断歩道を渡る前に  
**車がきちんと止まったか**  
確認しましょう

横断中も車を  
**チェック** ✓



横断歩道を渡っている間も  
**左右から車が来ないか**  
確認しましょう

さらに  
効果的な  
**プラスワン**  
**+1**  
**アクション!**



横断歩道を渡るときは、これから渡ることをアクションで  
(手をあげる・車の方を見るなど) 運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう!

交通ルールを守りましょう!

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などとても危険な行動です。絶対にやめましょう。





# 令和6年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です。

## 重点① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

【保護者の方へ】

都内では、歩行中の子供の交通事故が多く発生しており、中には飛び出しや横断違反など子供側に原因のある事故もあります。

保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に道路の安全な通行方法を今一度教えていただくようお願いいたします。

【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。

慣れた道でも交通ルールを守り、常に十分な安全確認の実践をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際には、青信号でも必ず安全を確認してから渡るなど、「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。



## 重点② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

【歩行者優先意識を高めましょう】

昨年の交通事故死者数を状態別で見ると、歩行中が最も多く、そのうち横断歩道横断中の事故が約2割となっています。

ドライバーの方は、横断歩道における歩行者優先を徹底して、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって運転しましょう。

【飲酒運転等の悪質・危険な運転はやめましょう】

飲酒運転のおそれのある人に車両や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

また、他の車両等の通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為（いわゆる「あおり運転」）は「妨害運転罪」として処罰の対象です。



## 重点③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

【自転車を利用する方へ】

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点での出会い頭事故です。交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

【電動キックボード等を利用する方へ】

都内では、電動キックボード等利用中の交通事故が多く発生しています。

利用する前には必ず、交通ルールを確認して安全に利用してください。

※令和5年7月1日から、特定小型原動機付自転車の新しいルールが始まりました。

【自転車・電動キックボード等を利用する全ての方へ】

自転車・電動キックボード等を利用する際は、全ての利用者が乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

飲酒運転は交通違反です。絶対にやめましょう。



## 重点④ 二輪車の交通事故防止

都内では、二輪車（原付を含む）の交通事故が多くなっています。

昨年の二輪車の交通死亡事故では、40歳以上の方による事故が約7割を占めています。

直進する二輪車と対向車線から右折してくる四輪車が衝突する右直事故や単独事故が多く発生しています。

二輪車に乗るときは、危険を予測して速度を控え、ヘルメットのおごひもをしっかり締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

